

富山県地域防災計画（原子力災害編）改定案に対する意見募集の結果

1 募集期間

平成27年5月20日（水）から平成27年6月8日（月）まで

2 募集方法

閲覧場所：富山県ホームページ

県庁（県民サロン、県情報公開総合窓口、防災・危機管理課）

各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）

県立図書館

意見の提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メール

3 意見提出者数 1 名（電子メール1名）

4 提出された意見の件数 1 件

5 意見の要旨と県の考え方 別紙のとおり

○ 富山県地域防災計画（原子力災害編）について

意見の要旨	県の考え方
<p>1. 第2章第9節第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備の『2 病院等医療機関』では、『<u>病院等医療機関の管理者は</u>、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保等についての<u>避難計画を作成するものとする</u>。また、県は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくとともに、氷見市及びその他の市町村は、住民に対してその情報を周知する。『3 社会福祉施設』では、『<u>介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は</u>、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての<u>避難計画を作成するものとする</u>。特に入所者等の避難誘導體制に配慮する。』と、<u>病院、社会福祉施設の管理者に丸投げのような印象を受ける記載</u>になっております。</p>	<p>1. 第2章第9節第3の避難誘導・移送体制等の整備については、『病院等医療機関』について、「県は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくとともに、氷見市及びその他の市町村は、住民に対してその情報を周知する。」とありますように、災害発生前の平常時に、医療機関と十分協議して、県が主体的に転院の調整方法を検討し、定めることとしております。この調整方法が発災時において実効性のあるものとなるよう、しっかりと関係者間で調整を図ってまいります。</p> <p>また、『社会福祉施設』について、避難計画要綱第5章で、「県及び氷見市は、緊急時を想定し、県内の同様の社会福祉施設等への受入及び福祉車両等による搬送等の協力体制を整備するため、各施設や関係団体、市町村と協議し、受入候補施設や受入予定人数等を想定するなど、具体的な災害協定の締結等に努める。ただ、実際の災害発生時の整備、受入については、災害や被災の規模、受入施設の入所状況等も考慮し調整することとする。」とありますように、受入先について、県が主体的に調整することとしております。発災時には、医療支援が必要な入所者に対しても、適切な対応が取られるよう、医師会等の医療機関も含め、しっかりと関係者間で調整を図ってまいります。</p>

2. 第3章の第5節第8要配慮者への配慮の『2 病院等医療機関』では、『病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、他都道府県及び国に対し、受入協力を要請する。『3 社会福祉施設等』では、『社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた災害対策マニュアルや避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、他都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請するなど避難先の調整のため必要な支援を行う。』と、病院、社会福祉施設が自力で避難しろとも読み取れる記載になっています。県が主体的に動き医学的管理を含めて介入調整する必要があると考えます。

2. 第3章の第5節第8の要配慮者への配慮については、医療機関、社会福祉施設等は前述の避難計画に基づき、その役割として入院患者等を避難させることとされております。

県は災害対策本部の中に医務班を設置し、総合的な医療情報の収集及び提供、搬送に関する総合調整などを行うこととしているところであり、必要に応じて医療機関等に対する支援を行うこととしております。

医務班には、統括DMA Tの方々に参画していただき、医療機関や関係者間の調整をお願いすることになります。